

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年6月1日	株式会社ジェイ・ロジコム(法人番号4180001098681)代表者寺田寛	愛知県海部郡蟹江町今西1丁目114番地	奈良	奈良県天理市二階堂上ノ庄町334-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年10月5日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(5)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	1	1
令和5年6月1日	法成寺運輸株式会社(法人番号7240002042943)代表者岩木信之	広島県福山市駅家町大字万能倉1415-2	大阪	大阪府大阪市住之江区泉2丁目1-77	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年10月4日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)	3	3
令和5年6月5日	生陽運輸株式会社(法人番号5120101031885)代表者山本貴紀	大阪府羽曳野市古市6-16-5	本社	大阪府羽曳野市古市6丁目16番5号	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和4年10月3日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)点呼の実施違反【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	16	16

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年6月6日	SASロジスティックス株式会社(法人番号8060001015975)代表者小長谷喜一	栃木県小山市城東7丁目30-31	堺	大阪府堺市堺区三宝町6丁目332番地の1	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年10月7日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	5	5
令和5年6月9日	株式会社三創(法人番号6122001018656)代表者木村史明	大阪府八尾市新家町4丁目47番地の1	本社	大阪府八尾市新家町4丁目47番地の1の102号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和5年5月15日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)	0	0
令和5年6月9日	藤本運送株式会社(法人番号7140001005309)代表者藤本米造	兵庫県神戸市西区押部谷町高和字フシ原703-1	本社	兵庫県神戸市西区押部谷町高和字フシ原703-1	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和4年10月26日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	3	3
令和5年6月13日	日栄運輸株式会社(法人番号1120001027954)代表者横矢勲	大阪府大阪市大正区鶴町5丁目3番6号	本社	大阪府大阪市大正区小林西2-21-5	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年10月13日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理規程制定違反(安全規則第21条)	6	6

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年6月14日	ロータス物流株式会社(法人番号9160001016566)代表者川嶋千鶴	滋賀県東近江市山上町字青野5047番6	本社	滋賀県東近江市山上町字青野5047番6	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年10月13日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)(9)運転者台帳【作成】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の5第1項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	6	6
令和5年6月14日	吉本麻紀	京都府久世郡久御山町野村東267番地の8	横大路	京都府京都市伏見区横大路貴船70番16	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年5月2日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(「安全規則」)第8条)、(2)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	0	0
令和5年6月15日	佐川急便株式会社(法人番号8130001000053)代表者本村正秀	京都府京都市南区上鳥羽角田町68	此花	大阪府大阪市此花区北港1丁目625番	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去一年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和5年6月21日	株式会社あいあいトータルサポート(法人番号1140001055020)代表者山本政信	兵庫県尼崎市善法寺町1-1	滋賀	滋賀県近江八幡市桜宮町207-6	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和4年11月15日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年6月22日	谷商事有限会社(法人番号5140002039258)代表者谷晴雄	兵庫県朝来市山東町末歳616-1	本社	兵庫県朝来市山東町末歳616-1	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年11月15日及び令和5年1月12日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	7	7
令和5年6月23日	株式会社扶企通商(法人番号6150001010060)代表者の場康次	奈良県桜井市大字芝1020番地の1	本社	奈良県桜井市茅原656-2	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和4年10月3日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)(5)乗務等の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	1	1
令和5年6月23日	八潮運輸株式会社(法人番号3030001040295)代表者宮地宙	埼玉県八潮市西袋416番地	尼崎	兵庫県尼崎市杭瀬南新町1丁目21番	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年4月26日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
道路運送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第31号。)が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、基準日車等公示中、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2については、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3とそれぞれ読み替える。									